

(公印省略)
市振第3516号
令和3年12月27日

関係市町人事担当部長 }
各一部事務組合人事担当部長 } 様
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局長 }

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課長

公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について

標記の件について、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

各団体におかれては、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、本通知の内容を勘案しつつ、本事業の対象となる職員の処遇について、適切に対応されるようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

総行給第80号
令和3年12月24日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
（公印省略）

公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を上げることとされ、先日、令和3年度一般会計補正予算（第1号）が成立しました。

当該補正予算においては、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より別添のとおり実施要綱が発出されたところです。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を勘案しつつ、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。
 - ・ 保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。
 - ・ 再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基

準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。

- 2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。